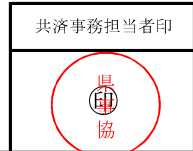


3歳未満の子を養育し、標準報酬月額の特例の適用を申し出るとき  
 ※3歳未満の子を養育する父母のどちらとも申し出ることができます。  
 ※へき地等からの異動等で標準報酬月額が下がる場合も申し出ることができます。

県事協

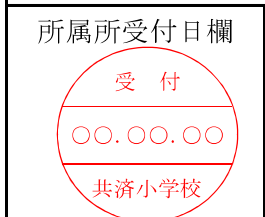
### 3歳未満の子を養育する旨の申出書



※裏面を参照のうえ、ご記入ください。

(フリガナ) 申出者氏名		キョウサイ ハルコ 共済 春子		申出者 生年月日	昭和・平成〇〇年12月27日	
所属所		鹿児島市立共済小学校	組合員証 記号番号	公立鹿	876543	
職名		教諭	基礎年金番号	1	2	3
				4	5	6
				7	8	9
				0		
養育することとなった日及びその事由 (該当する番号を○で囲んでください) ※裏面参照		令和〇〇年12月1日		養育することとなった日の属する月の前月に、 <b>他の実施機関</b> に加入していた場合(注)、該当する番号を○で囲んでください。 (注) 加入していない場合は、当該月前1年以内の直近に加入していた実施機関		
		1 出生	[共済組合名: ]			
		2 養子縁組	2 国家公務員共済組合(第2号厚生年金保険)			
		3 同居開始	3 日本年金機構(民間企業等)(第1号厚生年金保険)			
			4 日本私立学校振興・共済事業団(第4号厚生年金保険)			
養育の特例を開始した日及びその事由 (該当する番号を○で囲んでください) ※裏面参照		令和〇〇年〇〇月〇〇日		1 出生等 2 育休終了 3 産休終了 4 就職		
養育することとなった子	(フリガナ) 氏名	キョウサイ ナツコ 共済 夏子		生年月日	令和 〇〇年12月1日	
	子の個人番号	0	1	2	3	4
		5	6	7	8	9
		0	1	0	性別	1 男 2 女
地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法の規定による三歳に満たない子を養育する組合員(厚生年金保険の被保険者)等の標準報酬月額の特例を受けるため、上記のとおり申し出ます。 公立学校共済組合鹿児島支部長 令和〇〇年12月10日 住所 鹿児島市共済町2-2 申出者 氏名 共済 春子						

・育休終了による場合、職務復帰後に申出を行う。  
 ・標準報酬月額が従前の標準月額を下回ったときに備えて申出書を提出してもよい。



R3.4 [整理番号56-6]

3歳未満養育特例が終了するときには「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」[整理番号56-7]を提出する。ただし、子が3歳に達したときには提出不要。(申出書の裏面参照)